

令和7年度埴町職員（大学卒程度）採用候補者試験実施要領

1. 目的

埴町職員としての有能な人材を確保するため、統一試験を実施し、もって人事管理の適正と行政事務の向上に寄与するものとする。

2. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	行政職	保健師
採用予定人員	2名程度	1名程度

3. 試験期日

令和6年7月14日（日）

受付 午前 9：00～午前9：30

教養試験 午前10：00～正午

事務適性検査等 午後 1：00～午後2：30（予定）

4. 試験会場

福島市方木田上原37番地 「福島県立福島西高等学校」

5. 受験資格

・行政職

平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

・保健師

平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。）で、保健師の免許を有する者又は令和7年3月までに取得見込みの者。

・ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 試験の方法

町では、採用候補者試験を福島県町村会へ委託して実施しますので、他の町村職員受験者と同じ会場での試験となり、「大学卒業程度」で次により行います。

(1) 第1次試験

①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。

・出題分野及び出題数

知識分野 20 問・知能分野 20 問

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。

②各種検査

事務適性検査、性格特性検査及び職場適応性検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び小論文等による試験を行います。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込用紙の請求

申込用紙は、本町役場（総務課）で令和6年5月8日（水）から交付します。

ただし、土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

埴町ホームページからダウンロードし、プリントアウト（B4サイズ）しての使用も可能です。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 受験申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、84円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長3）を添えて本町役場（総務課）に提出してください。

申込書を郵送する場合は84円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「大学卒程度試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。

- ② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和6年5月8日（水）から同6月14日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。（土・日は除きます。）

郵便による申込書提出の場合は、6月12日（水）までの消印のあるものだけに限り受け付けます。

8. 第1次試験結果

令和6年8月下旬頃、受験者に対して、合否を文書で通知します。

9. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

10. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

11. 試験結果の開示

この試験の結果については、埴町個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、**受験者本人が直接おいでください。**

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1か月間	埴町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

12. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 受験者は、昼食を持参してください。
- (3) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。
- (4) この試験に関し不明な点は、本町役場総務課にお問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、84円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況によっては、会場を分散し実施いたします。

不明な点は、埴町役場 総務課（電話 0247-43-2111 内線 113）にお問合せください。